

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にAクリニック（以下「病院」という。）に採用され、臨床工学技士として業務に従事していた。請求人の申し立てによると、採用後、まもなく上司から厳しく指導をされ、威圧的な態度を取られるために、怖くなり泣くことがあったとしている。請求人は同年〇月以降、身体がフラフラする、めまい等の症状が現れ、同年〇月〇日、B医院に受診し「社会不安障害」と診断された。

請求人は、上司や同僚からの暴言などが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、その意見書において、請求人は平成〇年〇月上旬頃に I C D 1 0－診断ガイドラインによる「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医証等から、専門部会の意見は妥当であると考えます。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月に入社して以降、病院関係者から受けた対応は、単なる上司とのトラブルに留まるものではなく、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当すると主張している。その主張の具体的内容は、上司であるCの乱暴な言動並びに請求人の教育担当者だったD及び他の同僚の厳しい指導である。

イ 請求人が主張する上記アのCの乱暴な言動について、病院関係者の申述からは、Cが他人に対して「おまえ」と言うなど口が悪いところがあると認められるものの、誰に対しても同じような言動を行っており、他の同僚達は指

導の範囲内での厳しい口調と受け止めていることが認められることから、Cの言動が請求人に対するいじめや嫌がらせであったとは認められない。

ウ 次に、請求人が主張する上記アの指導については、病院関係者からの申述からは、厳しいところがあったと認められるものの、人格を否定するような発言はなく、患者の命を預かる医療機関のスタッフに対する指導として当然のことともいえ、業務指導の範囲内だったと認められることから、請求人に対するいじめや嫌がらせの意図があった行為とは認められない。

エ 請求人が主張する上記アの2つの出来事は、それぞれ心理的負荷評価表の出来事の類型「上司とのトラブルがあった」及び「同僚とのトラブルがあった」に該当するところ、審査官は、入社したての請求人にとって先輩である同僚も含めて上司に相当するとして、これらを「上司によるトラブルがあった」の出来事に統合し、評価している。当審査会としても認定基準別表1の出来事の当てはめとしては妥当なものとする。

オ したがって、請求人の主張する出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、その内容は以上にみたとおりであることから心理的負荷の強度を判断する具体例の「弱」である「上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた」に合致し、恒常的な長時間労働も確認できないことから、総合評価は「弱」と判断する。

また、請求人らは勤怠データ明細表とタイムカードの内容の齟齬について主張しているが、その主張を考慮し双方の資料を確認しても心理的負荷の強度を修正する程の恒常的な長時間労働は認められない。

カ なお、請求人らは、当時病院に在籍していた関係者等の全てからの事情聴取を求めているが、請求人については既に必要な調査が尽くされており、その必要性は認められないと判断する。

キ 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものと認めることはできないと当審査会は判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。